

火薬類の製造業者が行う保安教育の認可（変更認可）

根拠条文

火薬類取締法第 29 条第 1 項

製造業者は、経済産業省令で定めるところにより、その従業者に対する保安教育計画を定め、経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする

同法施行令第 16 条第 1 項第 1 号（都道府県が処理する事務）

次に掲げる主務大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

- 一 火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつてこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみを製造するもの製造所に関する法第 28 条第 1 項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務（抜粋）

審査基準

（法律上の規定による基準）

同法第 29 条第 2 項

経済産業大臣又は都道府県知事は、保安教育計画が第 29 条第 1 項の経済産業省令で定める保安教育の基準に適合しないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

経済産業省令 同法施行規則第 67 条の 3

法第 29 条第 1 項の規定による製造施設が認可を受けるべき保安教育計画は、保安教育の内容、方法及び時期について定めるものとする。
（抜粋）

経済産業省令 同法施行規則第 67 条の 4

製造業者は、保安教育を受ける従業者の区分に従い、次の各号に掲げる内容の保安教育を施さなければならない。
一 幹部従業者及び保安関係従業者に対して施すべき保安教育の内容
イ 保安意識の高揚に関すること。以下省略

標準処理
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
8 日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	8 日	